

○財務省告示第十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十一年十二月二十五日に発行した利付国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年一月十二日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百六十八回、第二百六十九回、第二百七十回、第二百七十一回、第二百七十三回、第二百七十四回、第二百七十五回、第二百七十六回、第二百七十七回、第二百七十八回、第二百七十九回、第二百八十回、第二百八十一回、第二百八十二回、第二百八十三回、第二百八十四回及び第二百八十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十三回、第五十五回、第五十六回、第五十七回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十四回、第六十六回及び第六十八回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算す			

十 三	十 二	十 一	九	八	七	六	五
の	経	発	振	最	払	発	募
払	過	行	替	低	込	行	方
込	利	行	単	額	金	額	入
み	子	価	位	面	額	額	決
	率	格		金			定
		日					の

る。数値をいう。次号において同  
じ。を競う。付して行われる入  
札に。よる発行利回り格差の  
各申込みの。うち。の。応募額を順次  
さい。も。の。から。その。応募額を順次  
割り当てる。から。その。応募額を順次  
額面金額で。二。千。九。百。九。十二。億。円  
三。千。三。百。七。十七。億。円  
五。万。八。千。三。百。七。十七。億。円

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額面金  
額の整数倍の金額によるものと  
す。成。二。十。一。年。十。二。月。十。五。日  
平。成。二。十。一。年。十。二。月。十。五。日  
発行対象国債ごと。に。面。金。額  
百。円。に。つ。き。、。次。の。算。式。に。よ。り。算  
出。し。た。金。額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり  
(二) は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に。加。え。、。次。の。算  
式。に。よ。り。算。出。し。た。金。額。を。第。二  
十。号。に。よ。り。規。定。す。る。期。日。に。払。込  
む。も。の。と。す。る。期。日。に。払。込



名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額） （額面金額）
（利付） （第十回） （付庫） （二年） （七十七） （国債） （券）	一・五%	平成九年十二月二十七日	二百八億円
（利付） （第十回） （付庫） （二年） （七十七） （国債） （券）	一・二%	平成六年十二月二十七日	十億円
（利付） （第十回） （付庫） （二年） （七十七） （国債） （券）	一・三%	平成六年十二月二十七日	二百七十七億
（利付） （第十回） （付庫） （二年） （六十六） （国債） （券）	一・三%	平成三年十二月二十七日	二百三億円
（利付） （第十回） （付庫） （二年） （六十六） （国債） （券）	一・五%	平成三年十二月二十七日	十億円

（別表）

十五 償還期限（別表のとおり）  
十六 償還金額（別表のとおり）  
十七 入札の基  
十八 準とす  
十九 各発行の対  
二十 象国債の  
二十一 利回り  
二十二 元利金の支  
二十三 払場所  
二十四 入札参加  
二十五 払込期日  
二十六 償還金額（別表のとおり）  
二十七 平成二十一年十二月二十五日  
二十八 財務大臣から通知を受けた者  
二十九 日本銀行  
三十 値の単利  
三十一 載された各発行対象国債の平均  
三十二 社債店頭売買参考統計値表に掲  
三十三 で日本証券業協会が発表した公  
三十四 平成二十一年十二月二十一日付  
三十五 額面金額に  
三十六 額面金額  
三十七 額面金額

（（利 五第十付 回二年国 ）百）庫 八 債 十 券	（（利 四第十付 回二年国 ）百）庫 八 債 十 券	（（利 一第十付 回二年国 ）百）庫 八 債 十 券	（（利 回第十付 ）二年国 ）百）庫 八 債 十 券	（（利 九第十付 回二年国 ）百）庫 七 債 十 券	（（利 八第十付 回二年国 ）百）庫 七 債 十 券	（（利 七第十付 回二年国 ）百）庫 七 債 十 券	（（利 六第十付 回二年国 ）百）庫 七 債 十 券	（（利 五第十付 回二年国 ）百）庫 七 債 十 券	（（利 四第十付 回二年国 ）百）庫 七 債 十 券
一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 八 %	一 ・ 六 %	一 ・ 六 %	一 ・ 四 %	一 ・ 五 %
日年平 三成 月二 二十九	十年平 日十成 二二 月十 二八	日年平 六成 月二 二十八	日年平 六成 月二 二十八	日年平 三成 月二 二十八	日年平 三成 月二 二十八	日年平 三成 月二 二十八	十年平 日十成 二二 月十 二七	十年平 日十成 二二 月十 二七	十年平 日十成 二二 月十 二七
三 百 五 億 円	二 十 億 円	億二 円百 六 十二	円百 四 十 五 億	七 十 億 円	七 十 億 円	十 五 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	四 百 三 億 円

（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 七）債 回券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 回券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 回券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 三）債 回券 ）
一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %
日年平 六成 月三 二十七	十年平 日十成 二三 月十五	日年平 九成 月三 二十五	十年平 日十成 二三 月十四	十年平 日十成 二三 月十四	日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	一年平 日三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三 月十三
七 億 円	二 百 三 億 円	百 億 円	百 十 八 億 円	円二 百 三 十 億	三 十 億 円	七 十 五 億 円	六 十 三 億 円	十 億 円	六 十 三 億 円